

【介護報酬編】介護サービス事業者自己点検表（兼事前提出資料）

短期入所療養介護費（R6.4月改定版）

事業所名：

※過去1年程度(改正があった場合は、その施行日又は適用日まで)を振り返って、算定した加算・減算の要件を満たしているか点検してください。

※点検結果の□にチェックを記入するか、又は塗りつぶして(■)ください。

※実地指導の事前書類として提出する場合、算定していない加算については削除していただいてもかまいません。

点検項目	点検事項	点検結果	
介護医療院における短期入所療養介護費			
夜勤減算	療養病棟における夜勤を行う看護・介護職員の数が利用者の数及び入所者の数の合計数が30又はその端数を増す毎に1以上(ただし2人以上)	<input type="checkbox"/> 満たさない <input type="checkbox"/> 満たさない	
	夜勤を行う看護職員の数が1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
	ユニット型・・・2ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
定員超過減算	(介護予防) 短期入所療養介護の利用者と介護医療院の入所者の合計数が届け出されている定員を超過している場合	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算	人員基準に規定される員数の職員を配置していない場合	<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置 <input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
療養環境減算Ⅰ	廊下幅1.8m(両側に居室の場合2.7m)未満	<input type="checkbox"/> 該当	
療養環境減算Ⅱ	療養室の床面積の合計を入所定員で除した数が8未満	<input type="checkbox"/> 該当	
身体拘束廃止未実施減算	緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない場合	<input type="checkbox"/> 該当	
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない場合	<input type="checkbox"/> 該当	いずれかに該当すれば減算
	身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない場合	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない場合	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施又は担当者の配置のいずれかの措置を講じていない場合	<input type="checkbox"/> 講じている →減算なし <input type="checkbox"/> 講じていない →減算対象	
業務継続計画未策定減算	自然災害に関する業務継続計画又は感染症に関する業務継続計画のいずれか又は両方策定していない場合	<input type="checkbox"/> 策定している →減算なし <input type="checkbox"/> 策定していない →減算対象	
夜間勤務等看護Ⅰ	夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅱ	夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅲ	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	夜勤を行う看護職員 1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
夜間勤務等看護Ⅳ	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2以上	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所療養介護が必要と医師の判断、介護支援専門員、受入事業所の職員との連携、利用者又は家族の同意を得て短期入所療養介護を開始 加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始していない。 医師が判断した日又はその次の日に利用開始 利用開始日から7日を限度に算定 判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録 介護サービス計画書による記録	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない 居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている 利用理由・期間・対応などの事項を記録 緊急利用者の変更前後の居宅サービス計画の保存 緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携 7日を限度に算定(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日) 受入窓口の明確化 空床情報の公表 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとの個別担当者 利用者に応じた適切なサービス提供 「認知症行動・心理症状緊急対応加算」を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
送迎加算	利用者は、心身の状態等から送迎を必要と認められる状態である。	<input type="checkbox"/> 該当	
口腔連携強化加算	<p>歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。</p> <p>口腔の健康状態の評価を利用者ごとに行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対して提供している。</p> <p>口腔の健康状態の評価は、次のことを確認している。</p> <p>ア 開口の状態 イ 歯の汚れの有無 ウ 舌の汚れの有無 エ 歯肉の腫れ、出血の有無 オ 左右両方の奥歯の噛み合わせの状態 カ むせの有無 キ ぶくぶくうがいの状態 ク 食物のため込み、残留の有無</p>	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 該当	医療機関への情報提供に当たっては、利用者又はその家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> 該当	
	療養食の献立の作成	<input type="checkbox"/> 該当	療養食献立表
緊急時治療管理	利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要	<input type="checkbox"/> 該当	
	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	同一の利用者について月に1回、連続する3日を限度に算定	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果
認知症専門ケア加算Ⅰ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、事業所における対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算Ⅱ	入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）の割合が5割以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が20人未満の場合は1人以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19名を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員、看護職員毎の認知症ケアに関する研修計画の作成、当該計画に従い研修（外部における研修を含む。）を実施（実施予定も含む）	<input type="checkbox"/> 該当	
重度認知症疾患療養体制加算（I）	看護職員が常勤換算で入所者等の合計数が4又はその端数を増す毎に1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	入所者等がすべて認知症の者	<input type="checkbox"/> 該当	
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状等から介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	精神保健福祉士又はこれに準じる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入院させる体制が確保	<input type="checkbox"/> 該当	
	前3ヶ月で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週4回以上行う体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果
重度認知症疾患療養体制 加算（Ⅱ）	入所者等がすべて認知症の者	<input type="checkbox"/> 該当
	60m ² 以上の専用の機械及び器具を備えた生活機能訓練室	<input type="checkbox"/> あり
	届出の前3月において日常生活に支障を来すおそれがある症状等から介護を必要とする認知症の者の割合が2分の1以上	<input type="checkbox"/> 該当
	看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が4又はその端数を増す毎に1以上	<input type="checkbox"/> 該当
	精神保健福祉士又はこれに準じる者及び作業療法士がそれぞれ1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当
	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入院させる体制が確保	<input type="checkbox"/> 該当
	前3ヶ月で身体拘束廃止未実施減算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当
特別診療費	近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週4回以上行う体制の確保	<input type="checkbox"/> 該当
	指導管理等のうち日常的に必要な医療行為として実施	<input type="checkbox"/> あり
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	<p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。</p> <p>(1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保</p> <p>※「利用者の安全及びケアの質の確保」について</p> <p>①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。</p> <p>②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。</p> <p>③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。</p> <p>④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
	<p>(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認</p> <p>①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況</p> <p>(3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。</p> <p>①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。</p> <p>(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。</p> <p>介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。</p> <p>介護機器を複数種類活用している。</p> <p>委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認している。</p>		
		<input type="checkbox"/> 実績あり	
		<input type="checkbox"/> 該当	
		<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	<p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。</p> <p>(1) 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ※「利用者の安全及びケアの質の確保」について ①見守り機器等から得られる離床の状況、睡眠状態やバイタルサイン等の情報を基に、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種が連携して、見守り機器等の導入後の利用者等の状態が維持されているか確認すること。 ②利用者の状態の変化等を踏まえた介護機器の活用方法の変更の必要性の有無等を確認し、必要な対応を検討すること。 ③見守り機器等を活用する場合、安全面から特に留意すべき利用者については、定期巡回の実施についても検討すること。 ④介護機器の使用に起因する施設内で発生した介護事故又はヒヤリ・ハット事例の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。</p> <p>(2) 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ※実際に勤務する職員に対して、アンケート調査やヒアリング等を行い、介護機器等の導入後における次の①から③までの内容をデータ等で確認 ①ストレスや体調不安等、職員の心身の負担の増加の有無 ②職員の負担が過度に増えている時間帯の有無 ③休憩時間及び時間外勤務等の状況</p> <p>(3) 介護機器の定期的な点検 ※次の①及び②の事項を行うこと。 ①日々の業務の中で、あらかじめ時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認するなどの不具合のチェックを行う仕組みを設けること。 ②使用する介護機器の開発メーカー等と連携し、定期的に点検を行うこと。</p> <p>(4) 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ※介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと。</p> <p>介護機器を活用している。</p>	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当

点検項目	点検事項	点検結果	
サービス提供体制強化加算（I）	(一) 次の（1）又は（2）に該当 （1）介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の80以上 （2）介護職員総数のうち、勤続年数が10以上の介護福祉士の割合が100分の35以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（II）及び（III）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（I）及び（III）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（II）	次の（1）、（2）、（3）のいずれかに該当 （1）看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上 （2）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上 （3）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（I）及び（II）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（I）及び（III）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
サービス提供体制強化加算（III）	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（I）及び（II）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	次の（1）、（2）、（3）のいずれかに該当 （1）看護・介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が100分の50以上 （2）看護・介護職員の総数のうち常勤職員の割合が100分の75以上 （3）利用者に直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の職員の割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（I）及び（III）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
	サービス提供体制強化加算（II）を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算 (I) ①～⑯の全てにチェックが付いている。	① 介護職員その他の職員の賃金改善に要する費用の見込額が、介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 ② 仮に介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てている。 ③ 介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上となっている。 ※介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 該当	介護職員処遇改善計画書
(II) ①～⑯にチェックが付いている。	④ 介護職員処遇改善計画書の作成、周知、届出 ⑤ 賃金改善の実施 ※ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分は除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容を松本市長（高齢福祉課）に届け出ること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
(III) ②と④～⑯にチェックが付いている。	⑥ 処遇改善に関する実績の報告 ⑦ 前12月間に労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑 ⑧ 労働保険料の納付 ⑨ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 ⑩ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 ⑪ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に書面をもって周知 ⑫ 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知 ⑬ ⑫の内容をインターネットその他の適切な方法で公表 ⑭ サービス提供体制強化加算(I)又は(II)のいずれかを届け出している。	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 適正に納付 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> あり	実績報告書 研修計画書
(IV) ②と④～⑯、⑯にチェックが付いている。			